

山梨県立大学大学院看護学研究科再入学に関する規程

(平成22年4月1日制定 看護学研究科第5306号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条第2項の規定に基づく再入学を志願する者がある場合に必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 再入学を志願できる者は、公立大学法人山梨県立大学大学院看護学研究科（以下「本学大学院」という。）を修了または退学した者とする。

(時期)

第3条 再入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると学長が認めるときはこの限りではない。

(出願)

第4条 再入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号に定める書類に、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条第2項に定める入学検定料を添え、学長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書（様式別途）
- (2) その他選考上必要とするもの

(出願期間)

第5条 再入学の出願が可能な期間は、修了または退学の日から3年以内とする。

(選考方法)

第6条 志願者の選考は、研究科委員会の議により行うものとする。

(合否決定等)

第7条 志願者の合否の決定は、前条の結果に基づき、本学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の結果を志願者に文書をもって通知する。

(入学手続及び入学の許可)

第8条 合格の判定を受けた者は、学長が別に定める日までに、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条第2項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学料を納付した者について、入学を許可する。

(在学期間)

第9条 再入学した者の在学期間は、大学院学則第4条又は第4条の2に定める在学年限から、退学前に在学していた期間を差し引いた期間とする。

2 再入学後の休学期間は、退学前の在学期間中の休学期間と合算して大学院学則第14条に規定する期間（他の規定により準用する場合も含む）を超えることはできない。

(再入学年次)

第10条 再入学した者の入学年次は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(授業料)

第11条 再入学した者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(単位の認定)

第12条 再入学を許可された学生が退学前に修得した単位を、修了に必要な単位数の一部とするとき、または他の授業科目の単位と置き換えて終了に必要な単位数の一部とするときは研究科委員会の議を経て学長が認定する。

(再入学の制限)

第13条 再入学は同一人について1回限りとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、本学大学院の定める方法により定める。

附 則
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。